

証 拠 説 明 書

平成 2 2 年 9 月 1 5 日

大津地方裁判所 御中

原 告 宮 部 龍 彦

号証	標 目	原本/写し	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲 1	滋賀県情報公開条例	写し	H19.6.28	滋賀県	公開条例の内容。
甲 2	公文書一部公開決定通知書	写し	H21.5.8	滋賀県知事	本件処分の内容。
甲 3	理由説明書	写し	H21.7.6	滋賀県知事	本件処分の理由。
甲 4	滋賀の部落（部分）	写し	S49.8.28	滋賀県同和事業促進協議会	同和地区とセンターの関係，同和地区一覧が出版されたこと。
甲 5	部落解放同盟県連合会支部名簿	写し	H17.5(推定)	部落解放同盟県連合会	部落解放同盟の支部員名簿が流出したこと。
甲 6	住宅地図	写し	H18.5	ゼンリン	住宅地図単独でセンターの周辺住民を特定できること。
甲 7	糾弾会資料	写し	H20.3.25	東近江市，滋賀県，部落解放同盟滋賀県連合会，滋賀県人権センター	同和地区問い合わせに対する糾弾会を滋賀県が支援したこと。